

令和8年第2回市議会定例会付議事件表

2月16日提出

番 号	件 名
議案第 2 号	市長の専決処分事項の承認について
議案第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第 5 号	真岡市行政手続条例の一部改正について
議案第 6 号	真岡市一般職の給与に関する条例の一部改正について
議案第 7 号	真岡市行政財産使用料条例の一部改正について
議案第 8 号	真岡市収入印紙等購入基金条例の一部改正について
議案第 9 号	真岡市奨学基金条例の一部改正について
議案第 10 号	真岡市二宮尊徳物産館の設置及び管理条例の一部改正について
議案第 11 号	真岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 12 号	真岡市保育所条例の一部改正について
議案第 13 号	真岡市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 14 号	真岡市介護保険条例の一部改正について
議案第 15 号	真岡市水道事業給水条例の一部改正について
議案第 16 号	真岡市下水道条例の一部改正について
議案第 17 号	真岡市農業集落排水事業の管理に関する条例の一部改正について
議案第 18 号	指定管理者の指定について
議案第 19 号	市道路線の廃止について
議案第 20 号	市道路線の認定について
議案第 21 号	市道路線の変更について

議案第 2 2 号	市有財産の貸付について
議案第 2 3 号	損害賠償額の決定について
議案第 2 4 号	権利の放棄について
議案第 2 5 号	芳賀地区広域行政事務組合規約の変更について
議案第 2 6 号	令和 7 年度真岡市一般会計補正予算（第 1 2 号）
議案第 2 7 号	令和 7 年度真岡市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 2 8 号	令和 7 年度真岡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）
議案第 2 9 号	令和 7 年度真岡市産業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 0 号	令和 7 年度真岡市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 1 号	令和 7 年度真岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 2 号	令和 8 年度真岡市一般会計予算
議案第 3 3 号	令和 8 年度真岡市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 4 号	令和 8 年度真岡市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 3 5 号	令和 8 年度真岡市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
議案第 3 6 号	令和 8 年度真岡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
議案第 3 7 号	令和 8 年度真岡市休日夜間急患診療所特別会計予算
議案第 3 8 号	令和 8 年度真岡市産業団地整備事業特別会計予算
議案第 3 9 号	令和 8 年度真岡市水道事業会計予算
議案第 4 0 号	令和 8 年度真岡市下水道事業会計予算
報告第 1 号	議会の委任による専決処分事項の報告について

市長の専決処分事項の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

- 専決第 2 号 令和 7 年度真岡市一般会計補正予算（第 1 1 号）
（別冊）
- 専決第 3 号 損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 2 9 日

真岡市長 中 村 和 彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和 7 年 1 0 月 9 日に発生した強風により、真岡市こども発達支援センターひまわり園敷地内の枯木が倒れ、当該施設を利用していた相手方が所有する車両を破損させた物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

- 1 損害賠償額 7 4 1 , 4 0 0 円
- 2 和解の条件 損害賠償として、車両修理費 5 7 2 , 0 0 0 円及び修理期間中の代車使用料 1 6 9 , 4 0 0 円全額を支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。
- 3 相手方 住所 真岡市
氏名 個人

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員菅谷豊は、令和 8 年 6 月 3 0 日任期満了につき、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により諮問する。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	菅 谷 豊
生年月日	昭和 3 4 年 1 月 1 9 日
住 所	真岡市東大島 1 0 0 7 番地 1 0
職 業	無職

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員澤田有子は、令和 8 年 6 月 3 0 日任期満了につき、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により諮問する。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	澤 田 有 子
生年月日	昭和 3 5 年 1 1 月 2 7 日
住 所	真岡市上高間木二丁目 2 番地 1 3
職 業	無職

真岡市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日 提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市行政手続条例の一部を改正する条例

真岡市行政手続条例（平成 8 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項を次のように改める。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第 1 5 条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うも

のとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の真岡市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例若しくは規則において準用し、又は他の条例又は規則においてこれらの規定を含む手続の例による場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(説明)

行政手続法の改正に伴い、同法に準じて、「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示場への掲示又は事務所に設置した電子計算機の映像面への表示を行うこととするものである。

真岡市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日 提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例

真岡市一般職の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 2 5 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条中「管理職手当」の次に「、第 2 種初任給調整手当」を加える。

第 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（第 2 種初任給調整手当）

第 6 条の 3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該
職員に適用される給料表の給料月額のうち第 4 条第 2 項の規定により
当該職員の属する職務の級並びに同条第 3 項、第 5 項、第 6 項の規定
により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職
員その他の市規則で定める職員にあつては、市規則で定める額）並び
にこれに第 8 条の 2 の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額
の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた
額）に 1 2 を乗じ、その額を休暇等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務
時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額（その額に 5 0 銭未満の端数
を生じたときはこれを切り捨て、5 0 銭以上 1 円未満の端数を生じた
ときはこれを 1 円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。
）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市

規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、市規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるものには、市規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第8条の5第3項各号列記以外の部分及び第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則に定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「額及び」を「額、」に、「合計額）の」を「合計額）及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除

く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第13条中「(以下「新給与条例」という。)」を削る。

附則第14条第4項中「新給与条例」を「真岡市一般職の給与に関する条例」に改め、同条第5項中「新給与条例」を「真岡市一般職の給与に関する条例第6条の3第1項及び」に改め、同条第6項中「新給与条例」を「真岡市一般職の給与に関する条例」に改め、同条第7項中「新給与条例」を「真岡市一般職の給与に関する条例」に、「、第7条、第8条、第8条の3及び第8条の4」を「及び第7条」に改める。

(説明)

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一定の基準で算出した初任給が地域における民間の賃金の最低基準を考慮して定める基準額を下回る場合に、第2種初任給調整手当を支給することとともに、通勤のために駐車場等を利用し、その料金を負担する職員に対し、5,000円を超えない範囲内で当該料金に相当する額を通勤手当として支給することとするものである。

真岡市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日 提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

真岡市行政財産使用料条例（平成 6 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表土地の部電柱敷地等として使用する場合は項中「電気通信事業法施行令（昭和 6 0 年政令第 7 5 号）第 5 条」を「電気通信事業法施行令（昭和 6 0 年政令第 7 5 号）第 8 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

電気通信事業法施行令の一部改正により、引用条項にずれが生じていたため、改めるものである。

真岡市収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日 提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例

真岡市収入印紙等購入基金条例（令和 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

真岡市収入印紙購入基金条例

第 1 条中「及び栃木県収入証紙（以下「収入印紙等」という。）」を削り、「真岡市収入印紙等購入基金」を「真岡市収入印紙購入基金」に改める。

第 4 条中「収入印紙等」を「収入印紙」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（説明）

栃木県収入証紙が廃止されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

真岡市奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日 提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市奨学基金条例の一部を改正する条例

真岡市奨学基金条例（平成 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「奨学資金条例」という。」を削り、「基づく資金とする」を「基づき貸与する資金（以下「奨学金」という。）の財源に充てる」に改める。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 基金の額は、第 4 条の規定により繰入れが行われたときは当該繰入れ相当額について増加したものとし、第 6 条の規定により処分が行われたときは当該処分相当額について減少したものとする。

第 4 条の見出し中「運用益金」の次に「等」を加え、同条中「収益」の次に「及び奨学金に係る返還金」を加え、「奨学資金条例に基づく資金とする」を「基金に繰り入れる」に改める。

第 6 条中「資金」を「基金」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（処分）

第6条 基金は、奨学金の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定により基金に繰り入れる、真岡市奨学資金貸与条例（昭和33年条例第143号）に基づき貸与した資金に係る返還金は、この条例の施行の日以後に貸与したものに係る返還金とし、同日前に貸与したものに係る返還金については、なお従前の例による。

(説明)

基金の運用益金及び真岡市奨学資金貸与条例に基づき貸与する奨学金の返還金を基金に繰り入れるとともに、奨学金の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができることとするものである。

真岡市二宮尊徳物産館の設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月16日提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市二宮尊徳物産館の設置及び管理条例の一部を改正する条例

真岡市二宮尊徳物産館の設置及び管理条例（平成21年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「及び附属施設」を削り、「別表に定める」を「利用者が販売した農産物等の売上額の50パーセントの」に改め、同条第2項中「及び附属施設を利用する者」を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（説明）

電気自動車用急速充電施設の撤去に伴い、当該施設の利用に関する規定を削るものである。

真岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条—第 3 2 条）

第 3 章 雑則（第 3 3 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 3 0 条の 2 0 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。））を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けてい

ない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。

)の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において

通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づ

き保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない

い。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園

支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の

職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付

又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出し

た」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説明)

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものである。

真岡市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市保育所条例の一部を改正する条例

真岡市保育所条例（昭和 38 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（乳児等通園支援事業の利用料）

第 6 条 市長は、市立保育所において、乳児又は幼児に乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。次項において同じ。）として乳児等通園支援（真岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 38 号）第 2 条第 2 号に規定する乳児等通園支援をいう。）を提供したときは、当該乳児又は幼児の保護者から利用料を徴収する。

2 乳児等通園支援事業の実施時間、利用料の額その他の乳児等通園支援事業に関する必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(説明)

市立保育所において、乳児等通園支援事業として乳児等通園支援を提供したときは、利用料を徴収することとするものである。

真岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月16日提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

真岡市国民健康保険税条例（昭和34年条例第164号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第2項第2号ウ中「4,300円」を「6,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第23条第2項第2号ウの改正規定は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の真岡市国民健康保険税条例第2条第2項た

だし書及び同条第3項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の真岡市国民健康保険税条例第23条第2項第2号ウの規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げ、また、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額に関する規定について、金額を訂正するものである。

真岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月16日提出

真岡市長 中村和彦

真岡市介護保険条例の一部を改正する条例

真岡市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における保険料の特例減免）

第15条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度分及び令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該

- 第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。
- 2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。
 - 3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説明)

第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、就労調整（就労収入の増加）を行ったと判断される者がいる場合の令和8年度の保険料について、特例の減免措置を定めるものである。

真岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

真岡市水道事業給水条例（平成 9 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「次表による基本料金と超過料金」を「次の表に定める基本料金及び従量料金」に改め、同項の表を次のように改める。

基本料金（1 月につき）	メーターの口径（ミリメートル）	料金（円）
	13	1,300
	20	1,400
	25	2,500
	30	3,000
	40	3,500
	50	5,500
	75	12,000
	100	27,000
従量料金（使用	区分	料金（円）
水量 1 立法メートルにつき）	1 立方メートル以上 10 立方メートルまでの部分	12

1 1 立方メートル以上 3 0 立方メートルまでの部分	2 3 0
3 1 立方メートル以上 5 0 立方メートルまでの部分	2 4 0
5 1 立方メートル以上 1 0 0 立方メートルまでの部分	2 5 8
1 0 1 立方メートル以上の部分	2 8 6

第 2 5 条を次のように改める。

(特別な場合における料金の算定)

第 2 5 条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの基本料金は、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 使用日数が 1 5 日を超えない場合 第 2 1 条第 1 項の表に定める基本料金の額の 2 分の 1

(2) 使用日数が 1 5 日を超える場合 第 2 1 条第 1 項の表に定める基本料金の額

第 2 7 条第 1 項の表以外の部分中「給水管の口径」を「メーターの口径」に改め、同項の表中「給水管の口径 (m m) 」を「メーターの口径 (ミリメートル) 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 9 月 2 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第21条第1項及び第25条の規定は、令和8年11月1日以後に行った水道メーターの点検に基づく水道料金について適用し、同日前に行った水道メーターの点検に基づく水道料金については、なお従前の例による。ただし、令和8年9月21日以後に水道の使用を開始し、かつ、令和8年10月31日までに水道の使用を中止し、又はやめた者に係る水道料金については、その算定のために行った水道メーターの点検が令和8年11月1日前に行われた場合であっても、改正後の第21条第1項及び第25条の規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和8年11月1日から令和8年11月15日までの間に行った水道メーターの点検に基づく水道料金について、その使用水量の2分の1の量については、この条例による改正前の第21条第1項及び第25条の規定を適用する。ただし、令和8年9月21日以後に水道の使用を開始した者に係る水道料金については、この限りでない。

(説明)

水道料金を改定するほか、所要の改正を行うものである。

真岡市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市下水道条例の一部を改正する条例

真岡市下水道条例（昭和 57 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項の表を次のように改める。

一般用	基本使用料	従量使用料	
		区分	金額（汚水量 1 立法メートルにつき）
1, 100 円	1 立法メートル以上 10 立法メートルまでの部分	13 円	
	11 立法メートル以上 30 立法メートルまでの部分	208 円	
	31 立法メートル	210 円	

			トル以上 50 立方メートル までの部分	
			51 立法メー トル以上 10 0 立法メート ルまでの部分	222 円
			101 立法メ ートル以上の 部分	236 円
公衆浴 場用	基本使用料		超過使用料	
	汚水量	金額	汚水量	金額（汚水量 1 立法メートルに つき）
	200 立 法メート ルまで	12,810 円	201 立法メ ートル以上	64 円

第 21 条を次のように改める。

（特別な場合における使用料の算定）

第 21 条 月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合の基本使用料の額は、次のとおりとする。

(1) 一般用の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 使用日数が 15 日以内の場合 第 17 条第 2 項の表に定める
基本使用料の額の 2 分の 1

イ 使用日数が15日を超える場合 第17条第2項の表に定める
基本使用料の額

(2) 公衆浴場用の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 使用日数が15日以内で、かつ、汚水量が100立方メートル
以下の場合 第17条第2項の表に定める基本使用料の額の2分
の1

イ 使用日数が15日を超え、又は汚水量が100立方メートルを
超える場合 第17条第2項の表に定める基本使用料の額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年9月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第17条第2項及び第21条の規定（第18条第1項第2号の規定による汚水量の認定に基づく使用料について適用する場合を除く。）は、令和8年11月1日以後に行った汚水量の認定に基づく使用料について適用し、同日前に行った汚水量の認定に基づく使用料については、なお従前の例による。ただし、令和8年9月21日以後に公共下水道の使用を開始し、かつ、令和8年10月31日までに公共下水道の使用を中止し、又は廃止した者に係る使用料については、その算定のために行った汚水量の認定が令和8年11月1日前に行われた場合であっても、改正後の第17条第2項及び第21条の規定を適用する。

3 第18条第1項第2号の規定による汚水量の認定に基づく使用料に

ついて適用する場合の改正後の第17条第2項及び第21条の規定は、令和8年12月1日以後に行った汚水量の認定に基づく使用料について適用し、同日前に行った汚水量の認定に基づく使用料については、なお従前の例による。ただし、令和8年10月1日以後に公共下水道の使用を開始し、かつ、令和8年11月31日までに公共下水道の使用を中止し、又は廃止した者に係る使用料については、その算定のために行った汚水量の認定が令和8年12月1日前に行われた場合であっても、改正後の第17条第2項及び第21条の規定を適用する。

- 4 第2項の規定にかかわらず、令和8年11月1日から令和8年11月15日までの間に行った汚水量の認定（第18条第1項第2号の規定による汚水量の認定を除く。）に基づく使用料について、その汚水量の2分の1の量については、この条例による改正前の第17条第2項及び第21条の規定を適用する。ただし、令和8年9月21日以後に公共下水道の使用を開始した者に係る使用料については、この限りでない。

（説明）

下水道使用料を改定するものである。

真岡市農業集落排水事業の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市農業集落排水事業の管理に関する条例の一部を改正する条例

真岡市農業集落排水事業の管理に関する条例（昭和 62 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表を次のように改める。

基本使用料	従量使用料	
	区分	金額（汚水量 1 立方メートルにつき）
1, 100 円	1 立方メートル以上 10 立方メートルまでの部分	13 円
	11 立方メートル以上 30 立方メートルまでの部分	208 円
	31 立方メートル以上 50 立方メートルまでの部分	210 円

5 1 立方メートル以上 1 0 0 立方メートルま での部分	2 2 2 円
1 0 1 立方メートル以 上の部分	2 3 6 円

第 4 条第 3 項中「世帯割 月額 1, 9 0 4 円」を「世帯割 月額 1, 8 0 4 円」に、「人数割 月額 4 7 6 円」を「人数割 月額 8 0 2 円」に改め、同条第 5 項の表及び同条第 6 項の表中「m²」を「平方メートル」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 9 月 2 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条第 2 項の規定は、令和 8 年 1 1 月 1 日以後に行った汚水量の認定に基づく使用料について適用し、同日前に行った汚水量の認定に基づく使用料については、なお従前の例による。ただし、令和 8 年 9 月 2 1 日以後に処理施設の使用を開始し、かつ、令和 8 年 1 0 月 3 1 日までに処理施設の使用を中止し、又は廃止した者に係る使用料については、その算定のために行った汚水量の認定が令和 8 年 1 1 月 1 日前に行われた場合であっても、改正後の第 4 条第 2 項の規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 8 年 1 1 月 1 5 日までの間に行った汚水量の認定に基づく使用料について、その

汚水量の2分の1の量については、この条例による改正前の第4条第2項の規定を適用する。ただし、令和8年9月21日以後に処理施設の使用を開始した者に係る使用料については、この限りでない。

- 4 改正後の第4条第3項の規定は、令和8年10月1日以後の処理施設の使用に係る使用料について適用し、同日前までの処理施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説明)

農業集落排水使用料を改定するほか、所要の改正を行うものである。

指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

1 公の施設の名称

真岡市総合運動公園

2 指定管理者となる団体の名称等

東京都江東区大島一丁目9番8号

株式会社フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福 士 朝 尋

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(説明)

真岡市総合運動公園について、指定管理者を指定するものである。

市道路線の廃止について

道路法第 10 条第 1 項の規定により、次の市道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

図面対 照番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長
1	市道 256 号線 松山町中幹線	真岡市松山町 17 番 2	真岡市中 307 番 1	984.70m
2	市道 5554 号線	真岡市阿部岡 114 番 7	真岡市東大島 2058 番 6	423.88m
			計	1,408.58m

(説明)

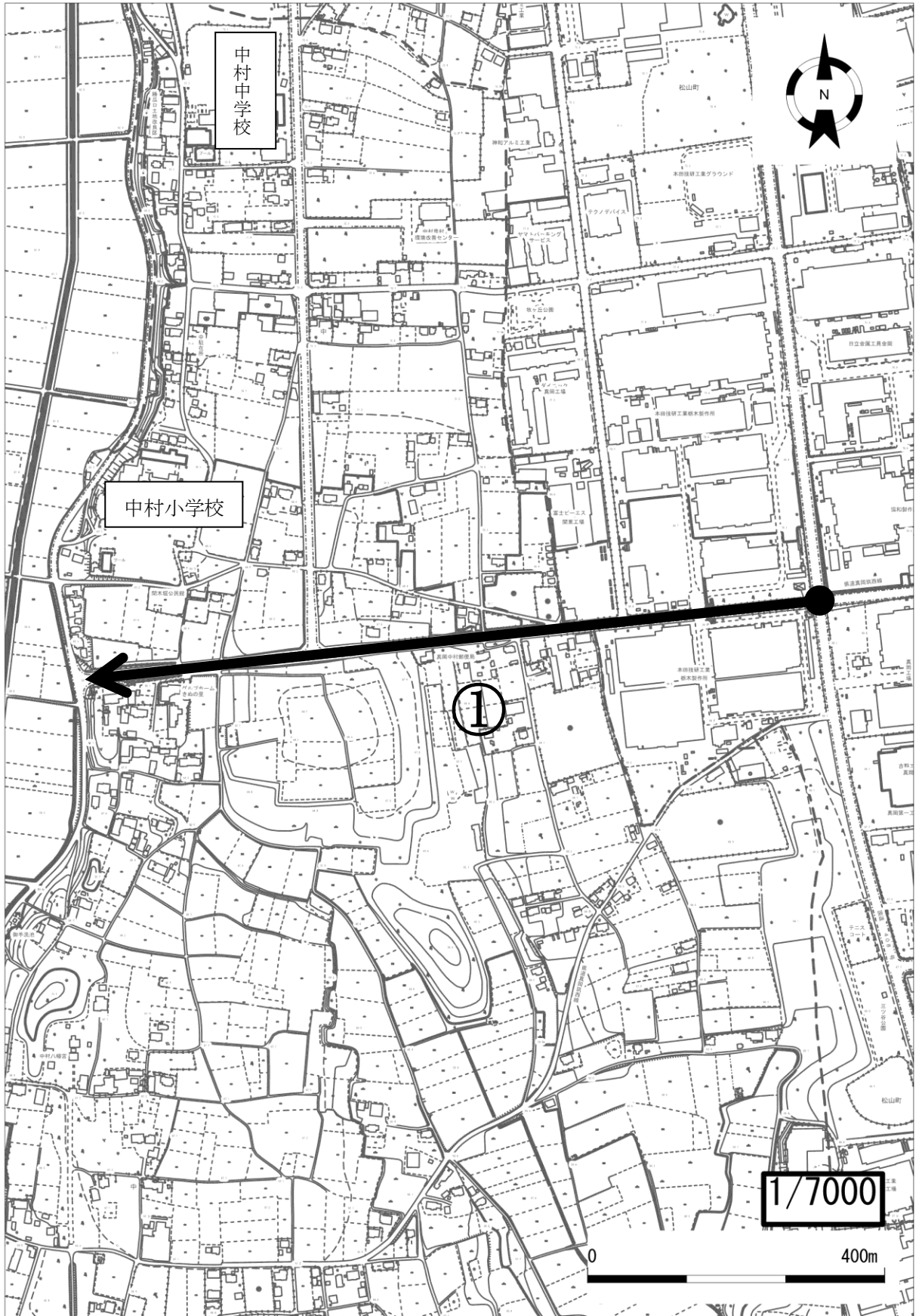
一般国道 408 号真岡南バイパス 4 車線化事業の実施及び阿部岡橋の撤去に伴い、それぞれ 1 路線を廃止するものである。

市道廃止路線位置図

起点



終点

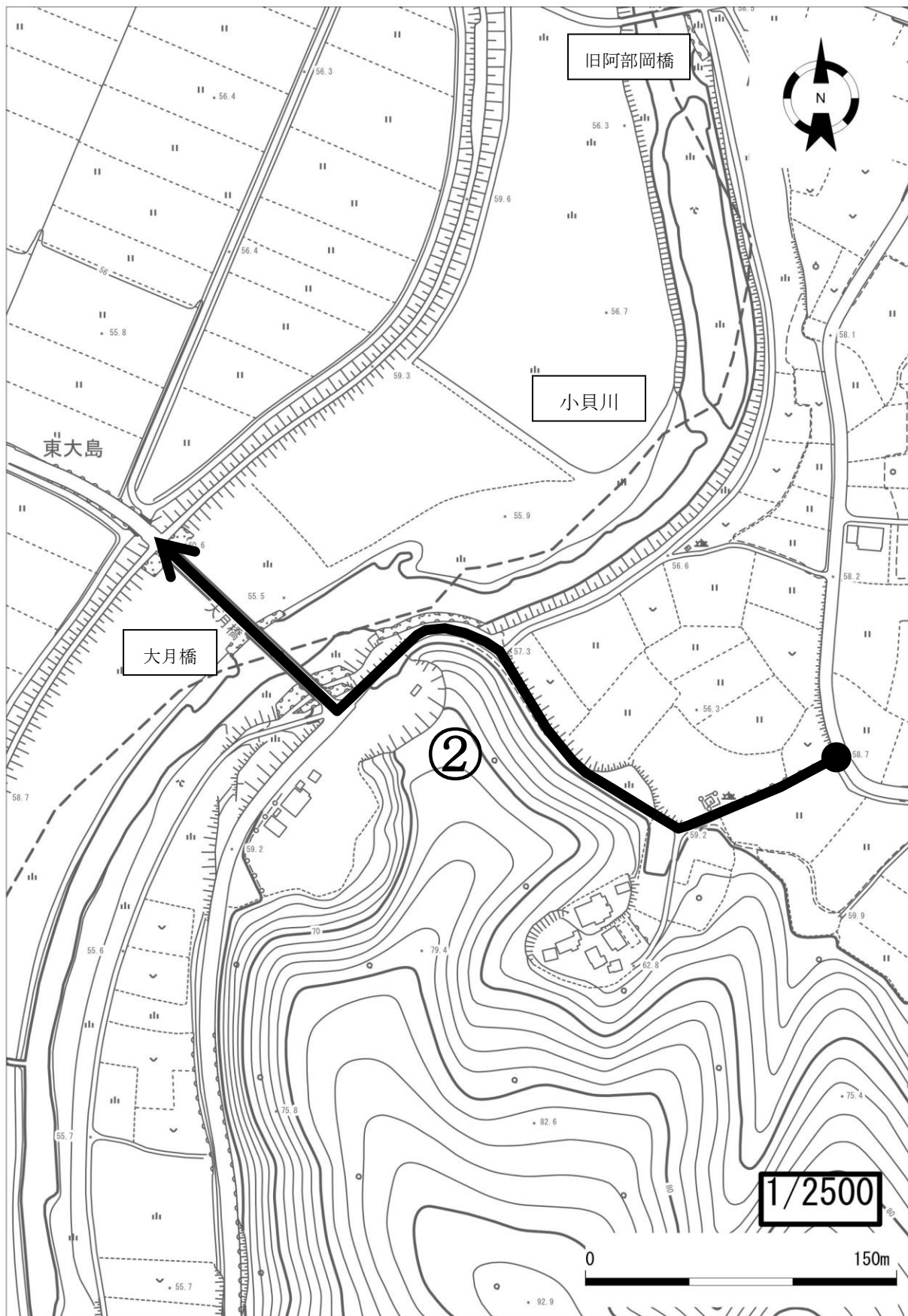


市道廃止路線位置図

起点



終点



市道路線の認定について

道路法第8条第1項の規定により、次の路線を市道に認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

真岡市長 中村和彦

記

図面対 照番号	路線名	起 点	終 点	延 長
1	市道130号線 下籠谷鬼怒ヶ丘幹線	真岡市下籠谷	真岡市鬼怒ヶ 丘	2,800m
2	市道131号線 鬼怒ヶ丘並木町三丁 目幹線	真岡市鬼怒ヶ 丘	真岡市並木町 三丁目	4,000m
3	市道296号線 大沼中幹線	真岡市大沼	真岡市中	1,900m
4	市道297号線 中久下田幹線	真岡市中	真岡市久下田	3,800m
5	市道298号線 松山町中幹線	真岡市松山町	真岡市中	1,000m
6	市道299号線 寺内物井幹線	真岡市寺内	真岡市物井	2,700m

7	市道 1865 号線	真岡市大谷台 町	真岡市大谷台 町	110m
8	市道 2408 号線	真岡市東大島	真岡市東大島	290m
9	市道 2409 号線	真岡市東大島	真岡市東大島	240m
10	市道 5576 号線	真岡市阿部岡	真岡市阿部岡	500m
11	市道 3396 号線	真岡市下籠谷	真岡市下籠谷	530m
			計	17,870m

(説明)

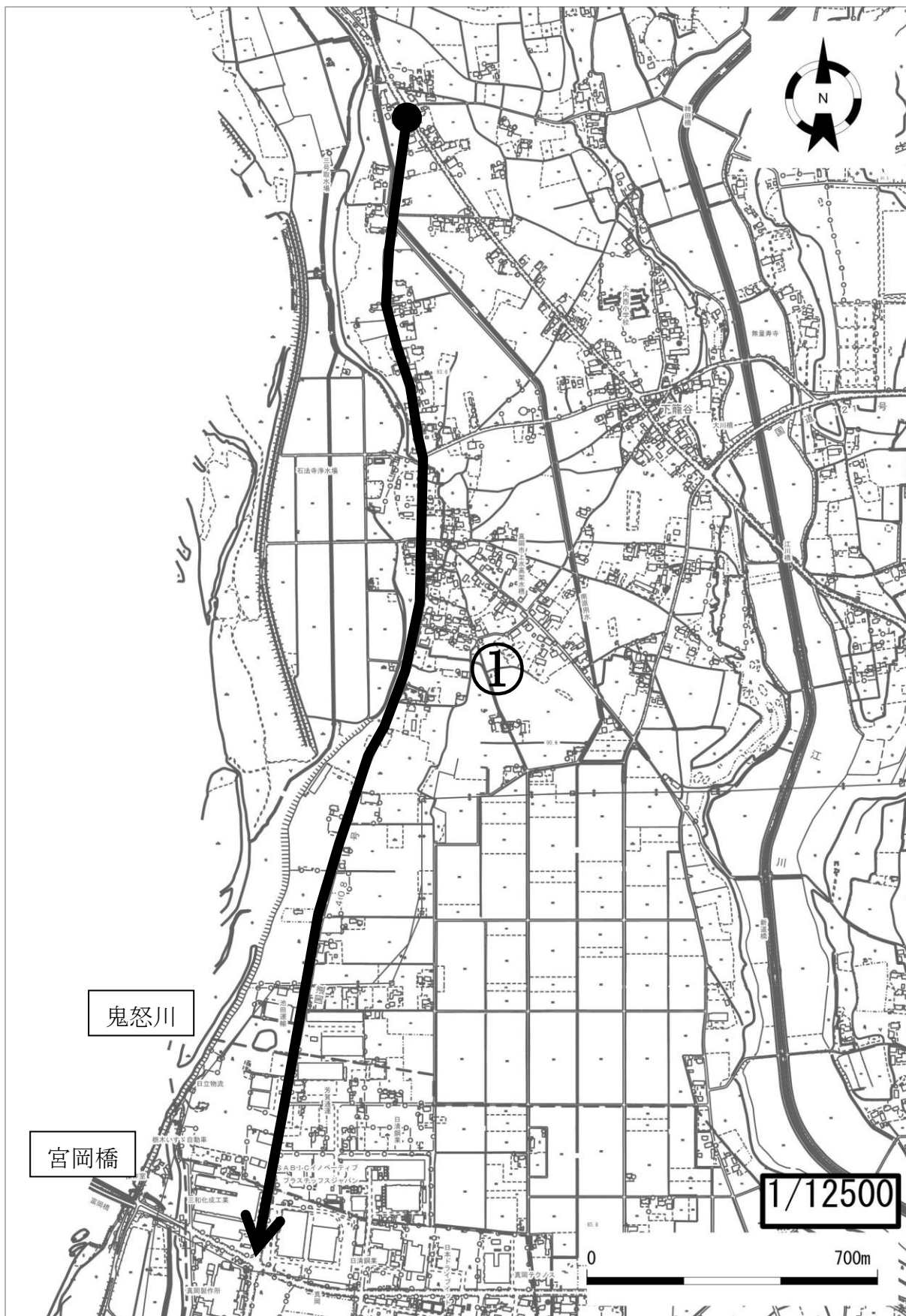
一般国道 408 号真岡南バイパス 4 車線化事業に伴い 5 路線、一般県道物井寺内線真岡市寺内工区道路整備事業の実施に伴い 1 路線、市道の管理区分の明確化のため 1 路線、阿部岡橋の撤去に伴い 3 路線、道路改良事業に伴い 1 路線をそれぞれ新たに認定するものである。

市道認定路線位置図

起点



終点

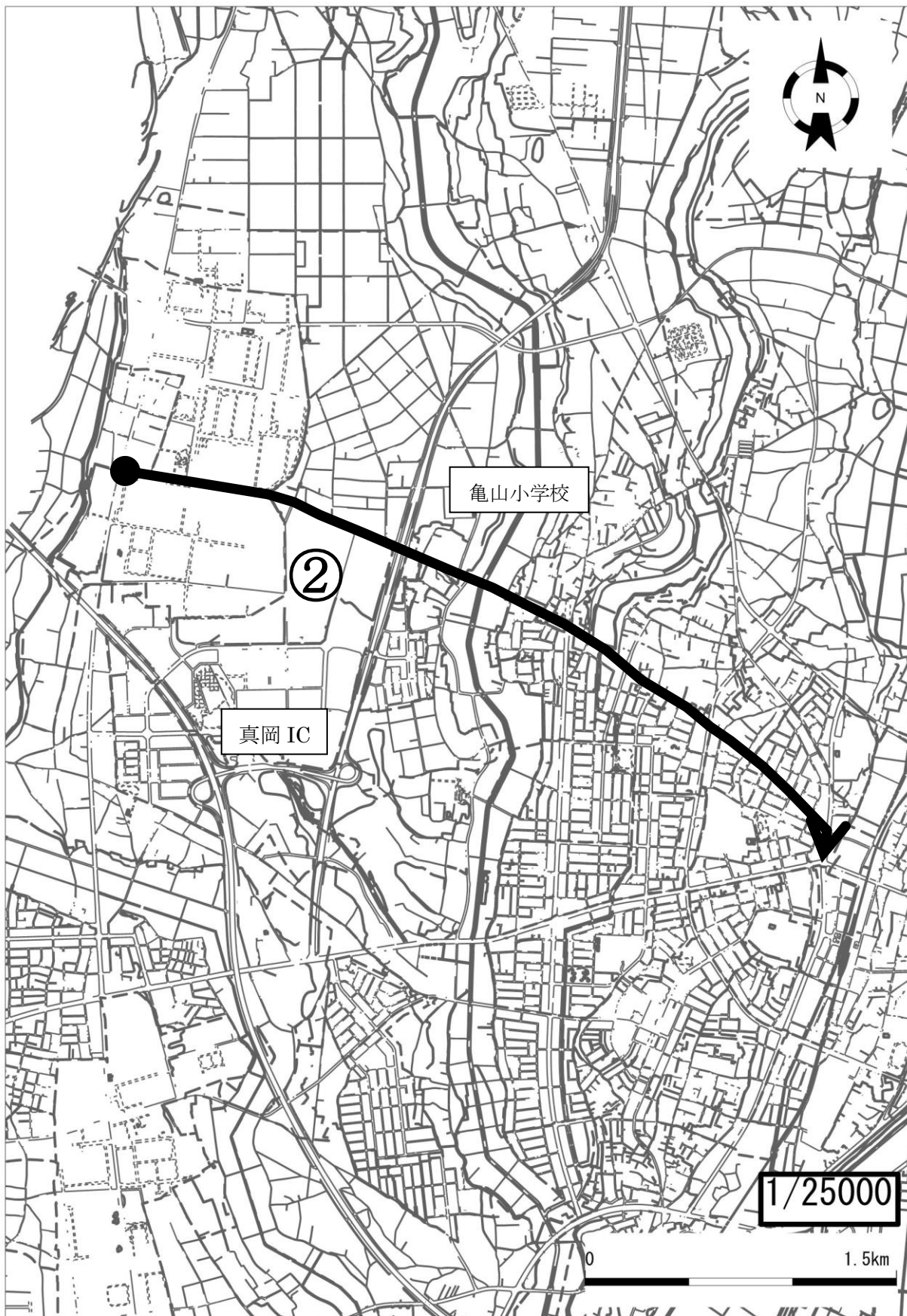


市道認定路線位置図

起点



終点

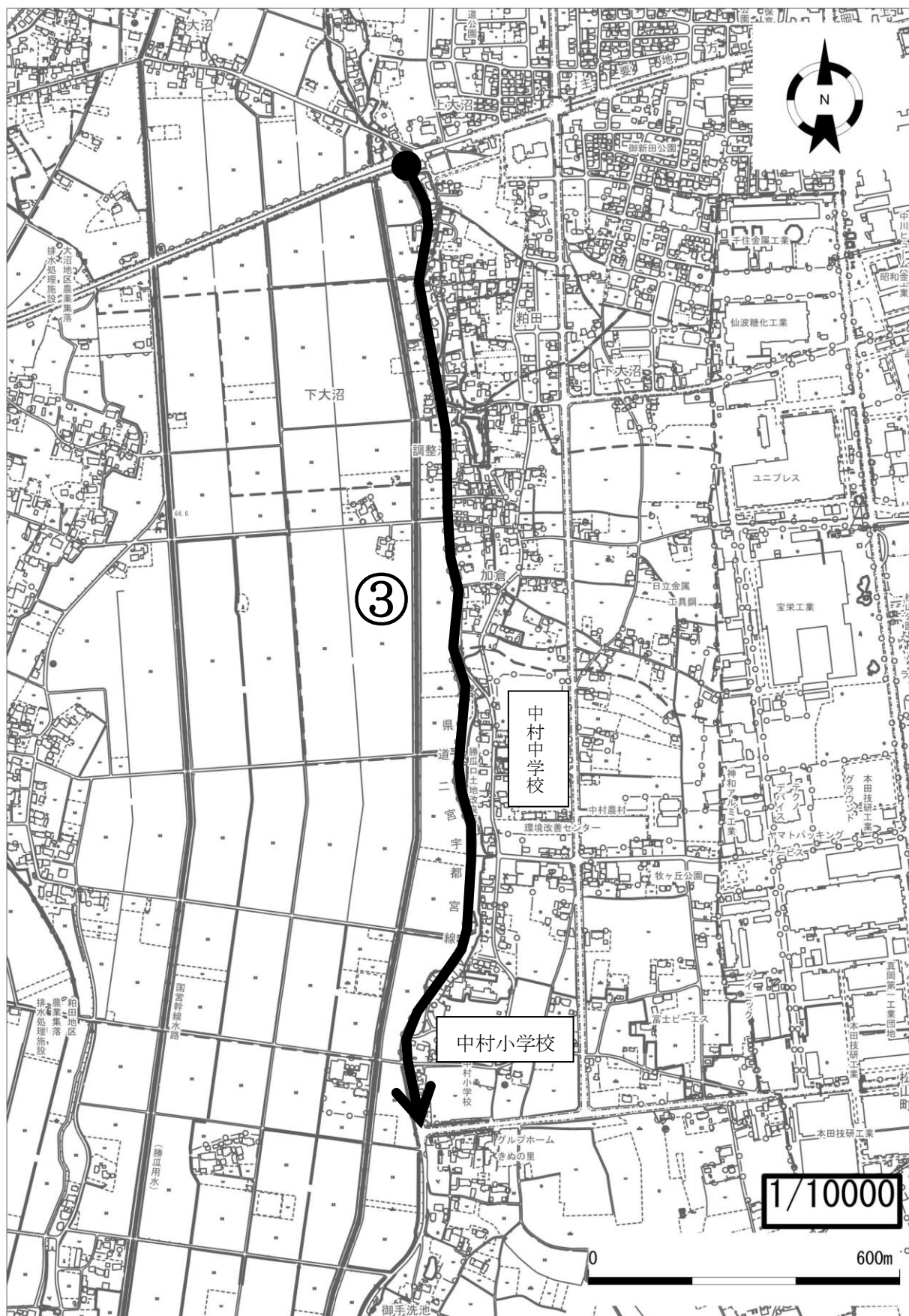


市道認定路線位置図

起点



終点

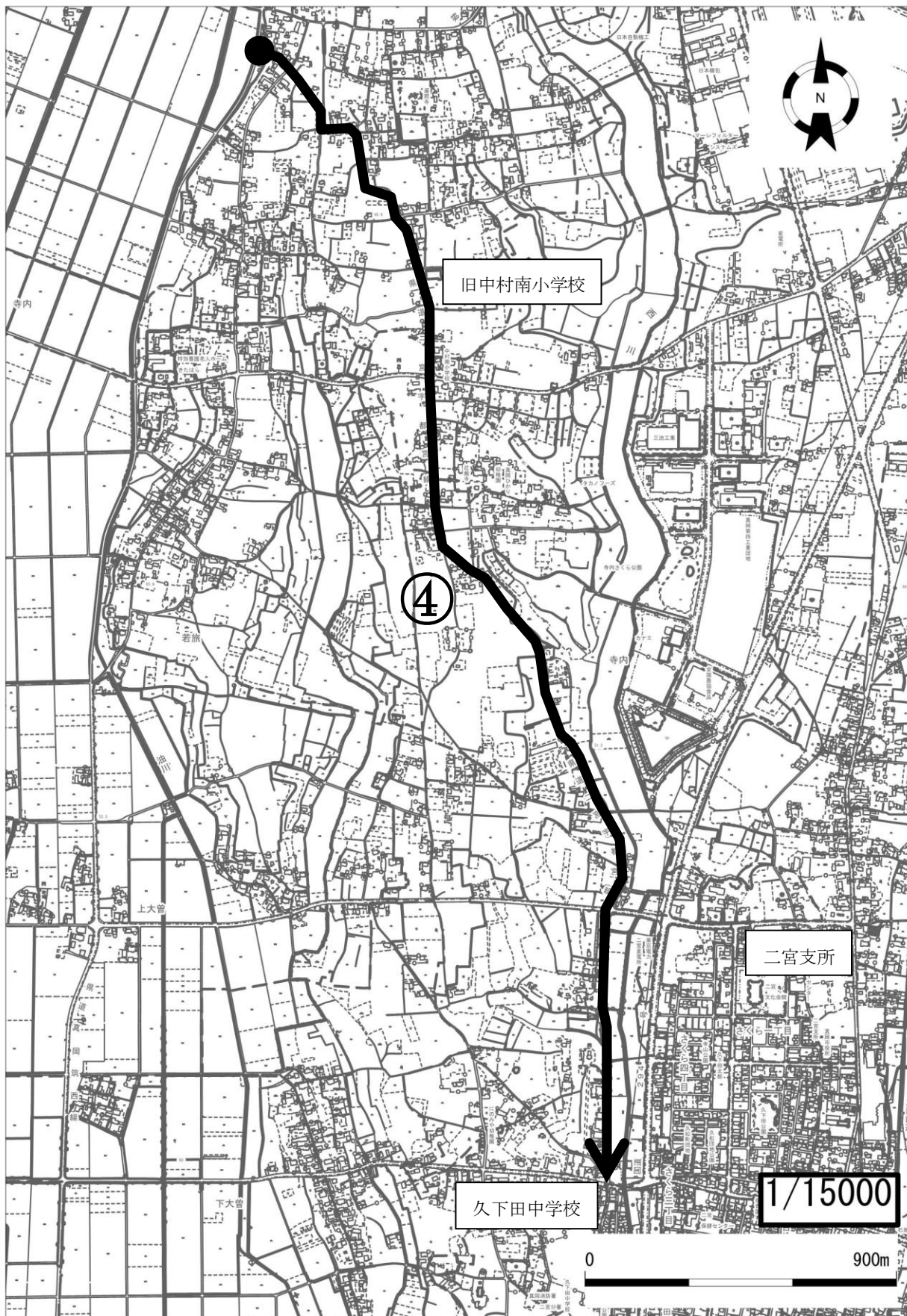


市道認定路線位置図

起点



終点

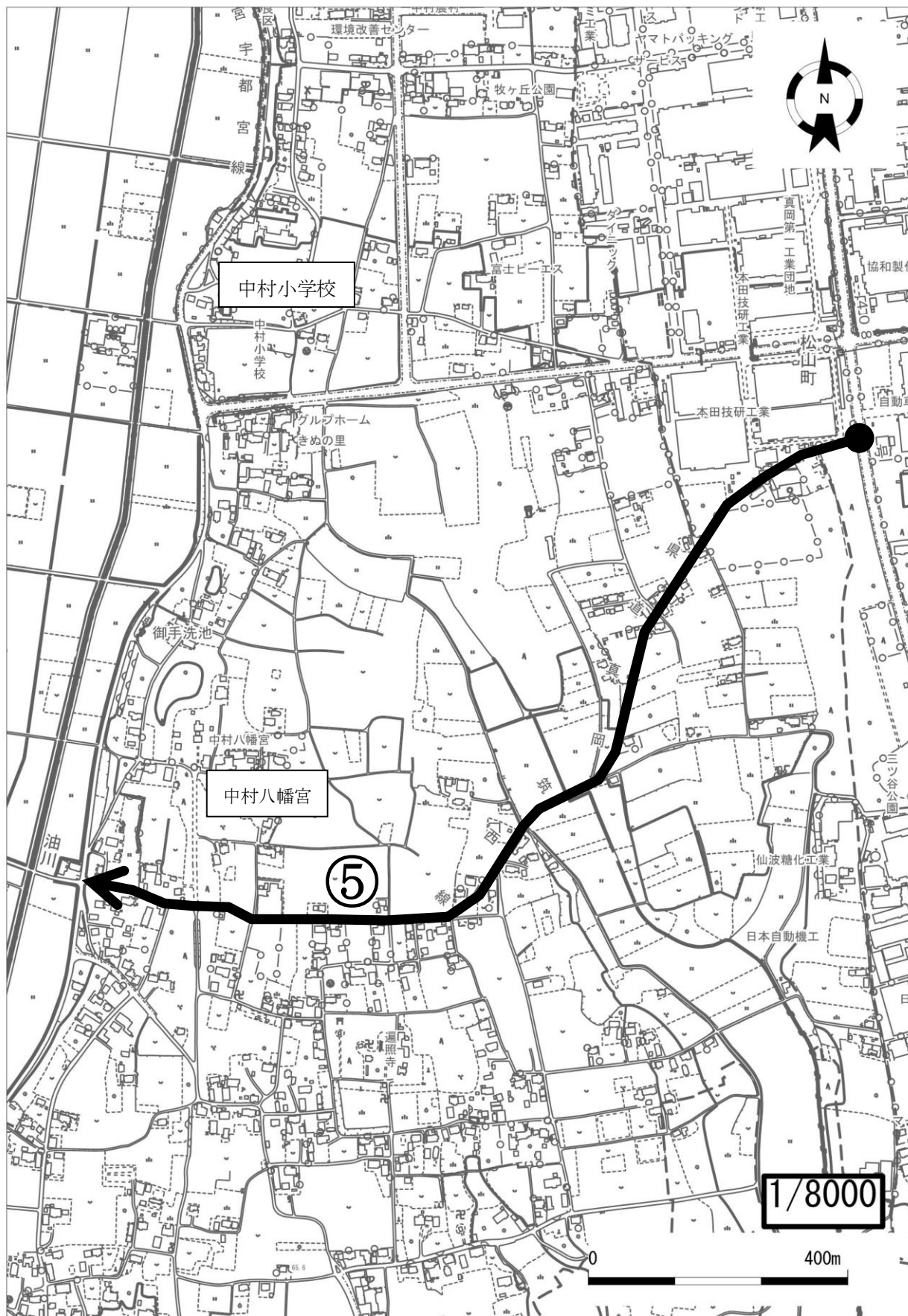


市道認定路線位置図

起点



終点

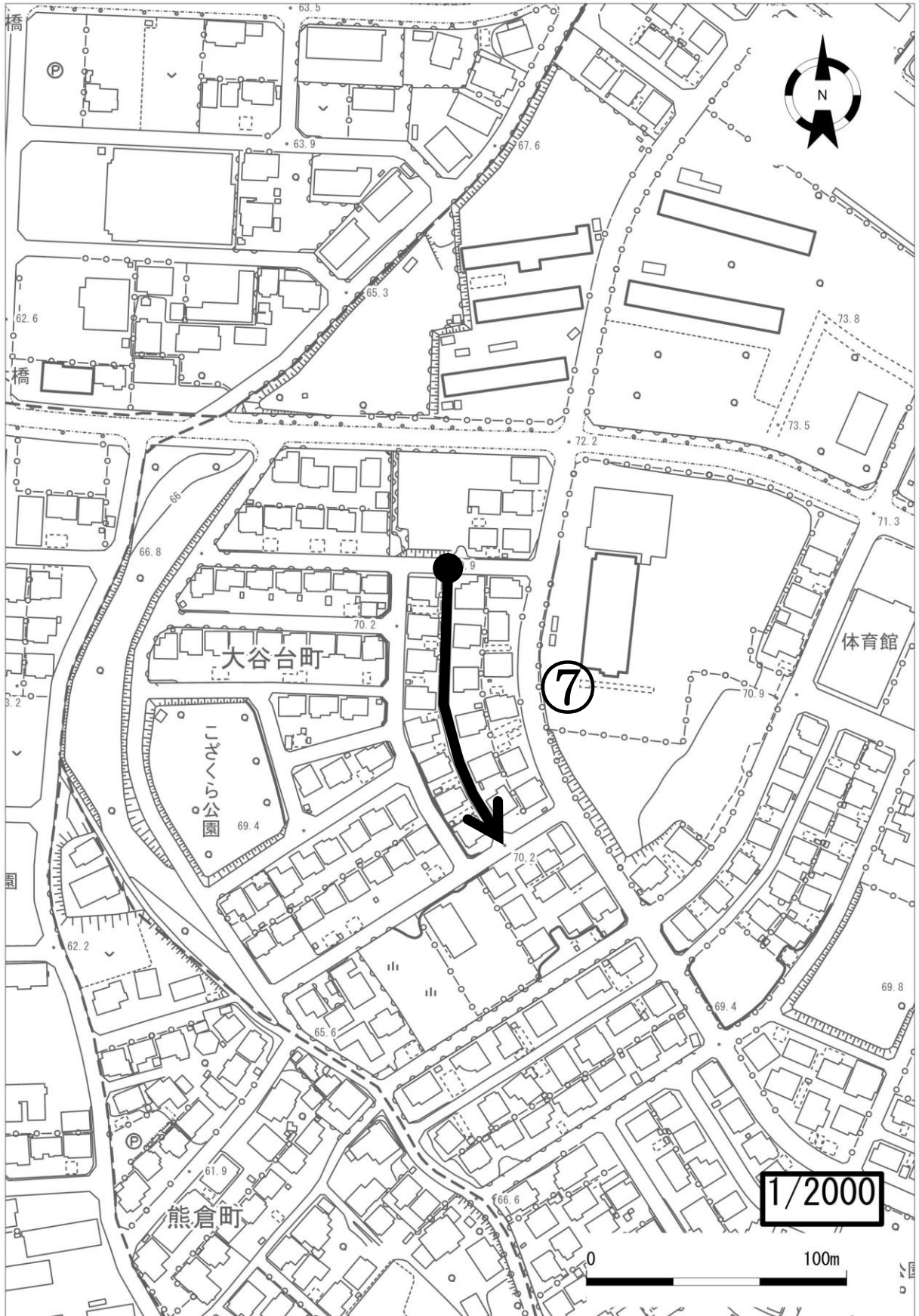


市道認定路線位置図

起点



終点

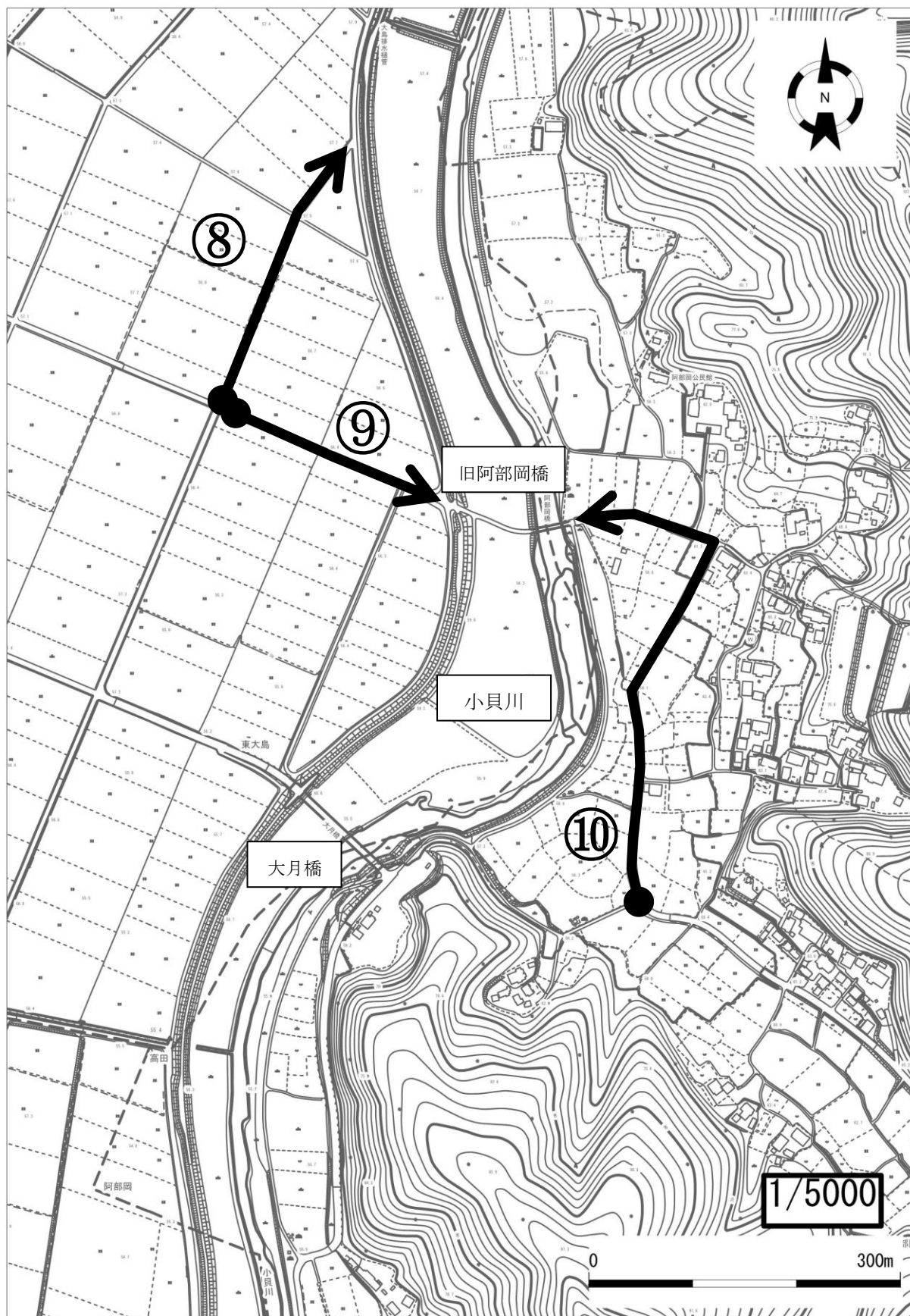


市道認定路線位置図

起点



終点

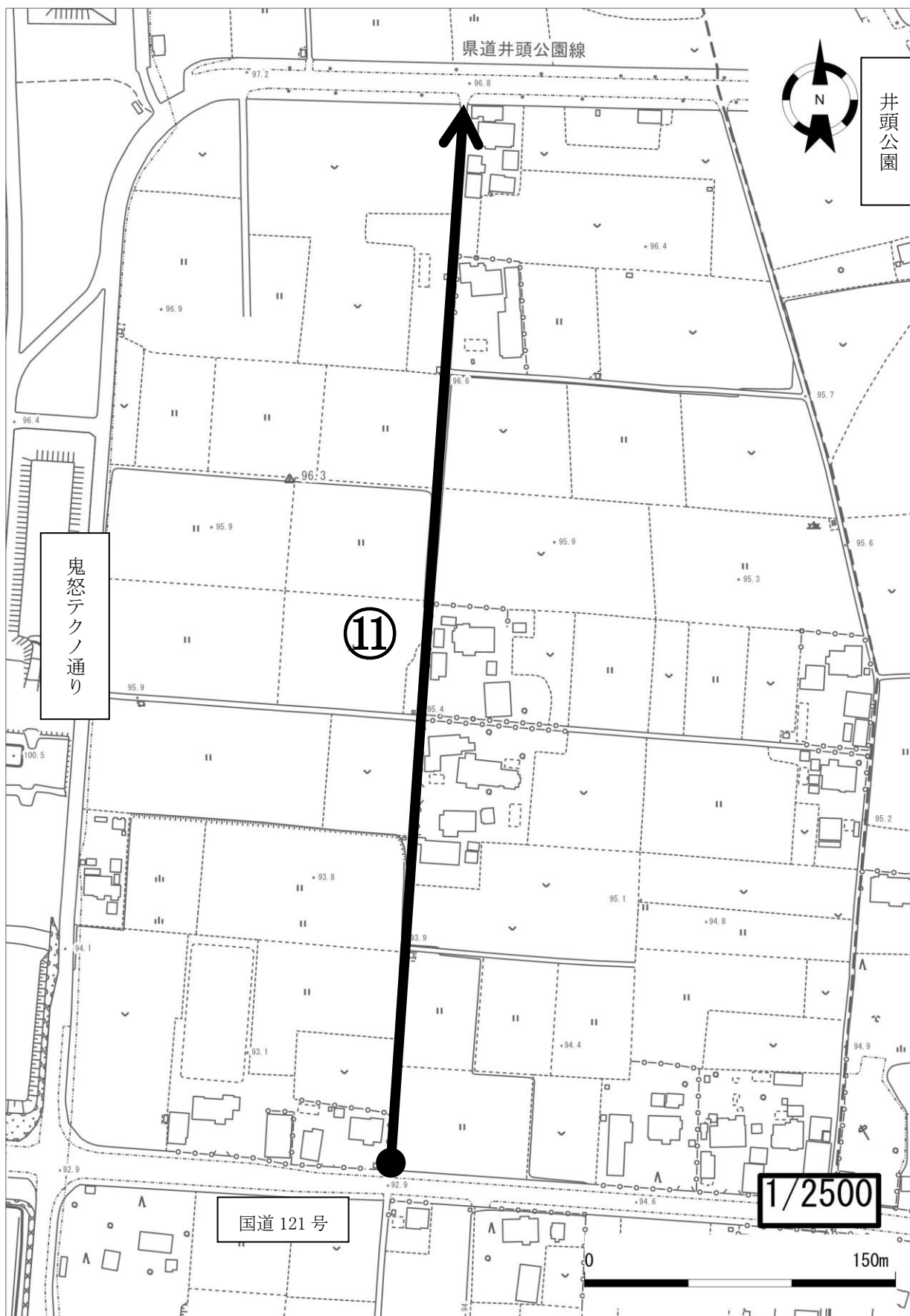


市道認定路線位置図

起点



終点



市道路線の変更について

道路法第 10 条第 2 項の規定により、次の路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

図面対 照番号	旧	路 線 名	起 点	終 点	延 長
	新				
1	旧	市道 123 号線 物井東大島幹線	真岡市物井 5100 番 1	真岡市東大 島 1134 番 1	6,460.58m
	新	市道 123 号線 物井東大島幹線	真岡市物井 5100 番 1	真岡市東大 島 1134 番 1	6,360.00m
2	旧	市道 2343 号線	真岡市東大 島 1915 番 1	真岡市東大 島 2087 番	914.52m
	新	市道 2343 号線	真岡市東大 島 2099 番	真岡市東大 島 2087 番	330.00m
3	旧	市道 2354 号線	真岡市東大 島 2077 番	真岡市東大 島 723 番 3	1,994.83m
	新	市道 2354 号線	真岡市東大 島 2099 番	真岡市東大 島 723 番 3	1,790.00m
	旧	市道 3394 号線	真岡市下籠	真岡市下籠	314.24m

4			谷 4659 番 1	谷 4633 番 2	
	新	市道 3394 号線	真岡市下籠 谷 4659 番 1	真岡市下籠 谷 4392 番 2	1,500.00m

(説明)

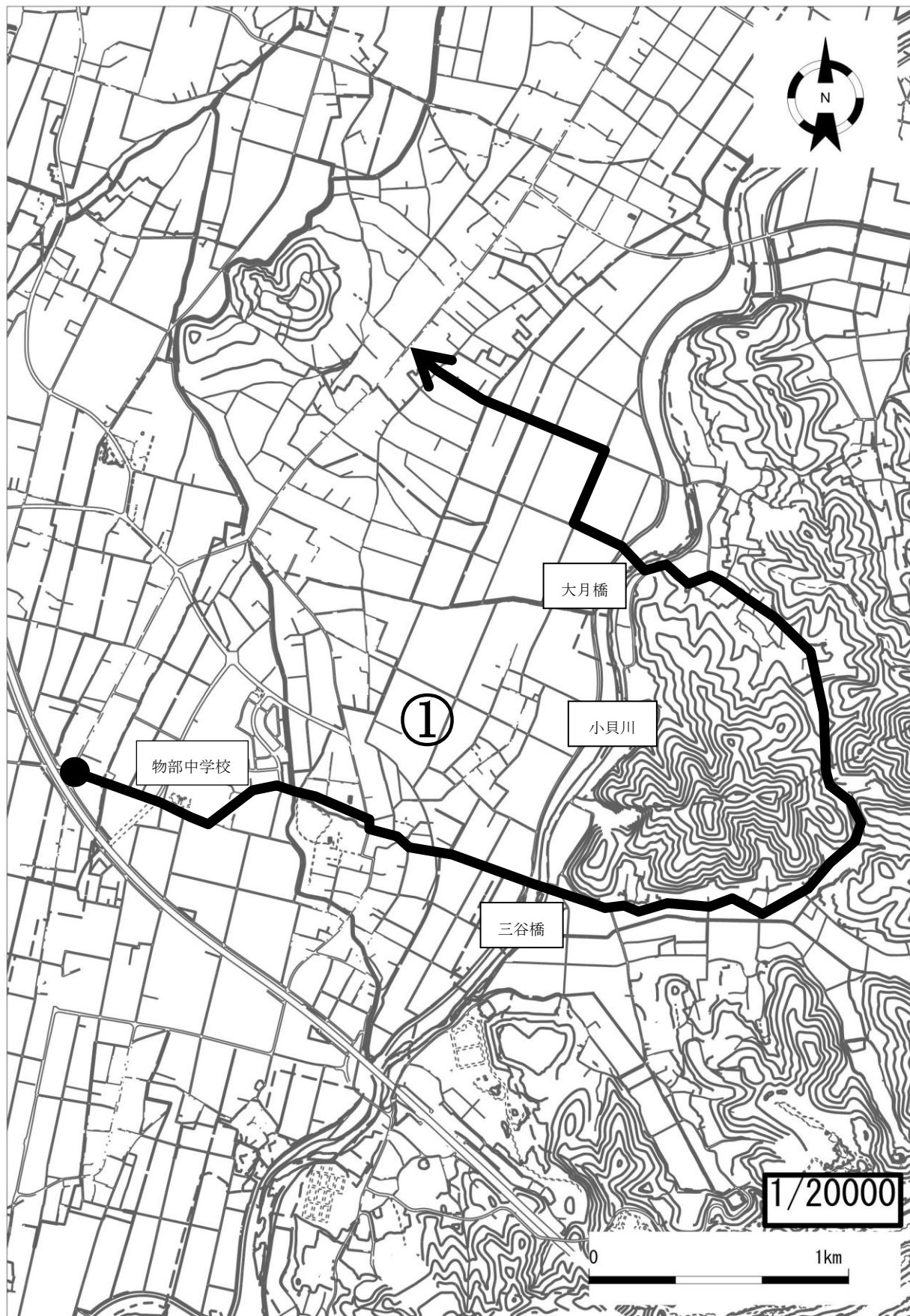
阿部岡橋の撤去に伴い 1 路線の経過地及び 2 路線の起点をそれぞれ変更し、並びに道路改良事業に伴い 1 路線の終点を変更するものである。

市道変更路線位置図

起点



終点



市道路線の変更 新旧対照図 (市道 1 2 3 号線)

変更前



変更後



市道変更路線位置図

起点

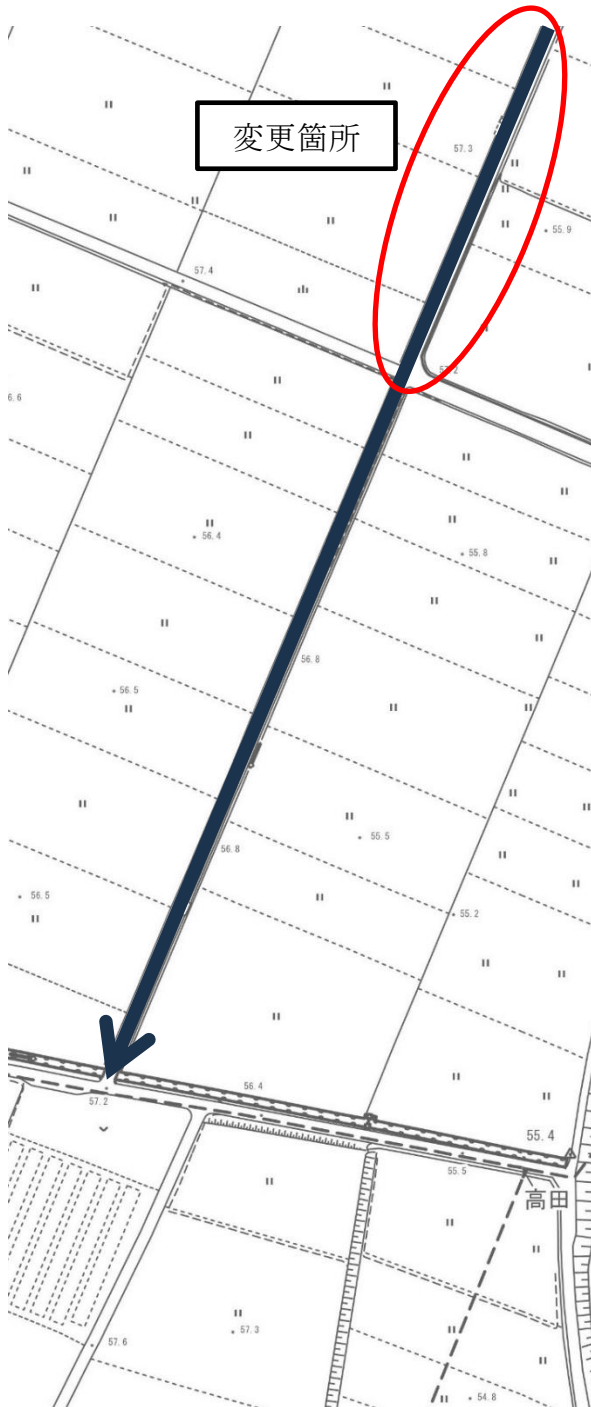


終点

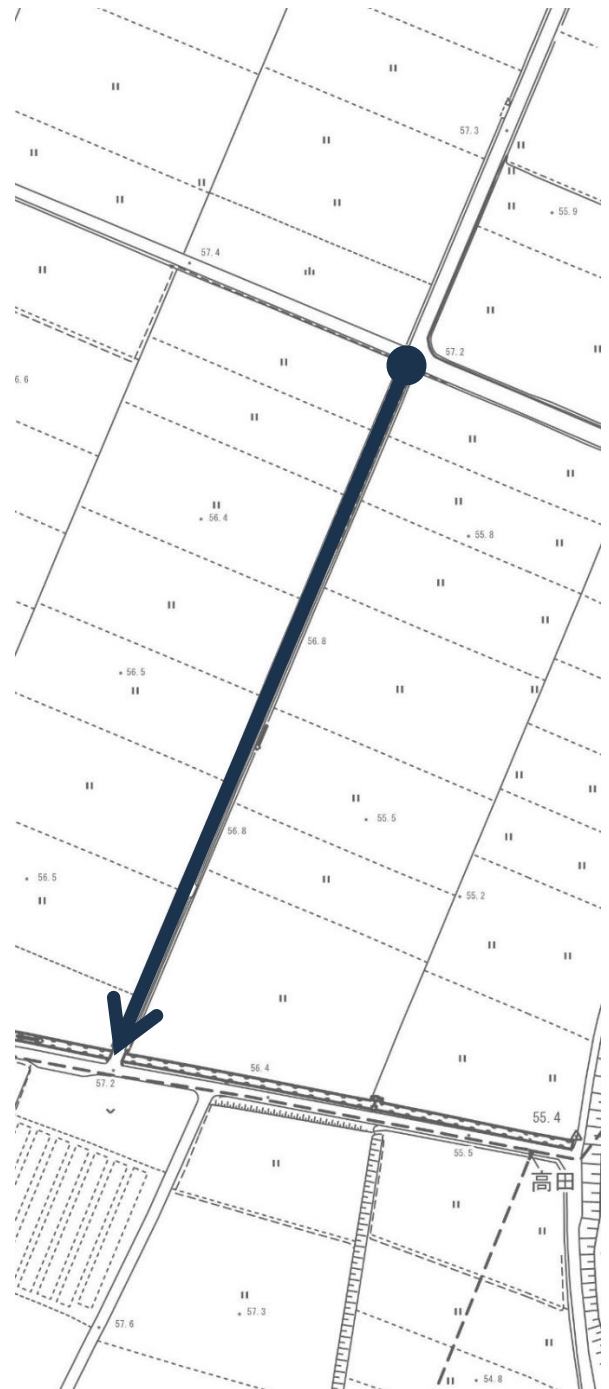


市道路線の変更 新旧対照図 (市道2343号線)

変更前



変更後

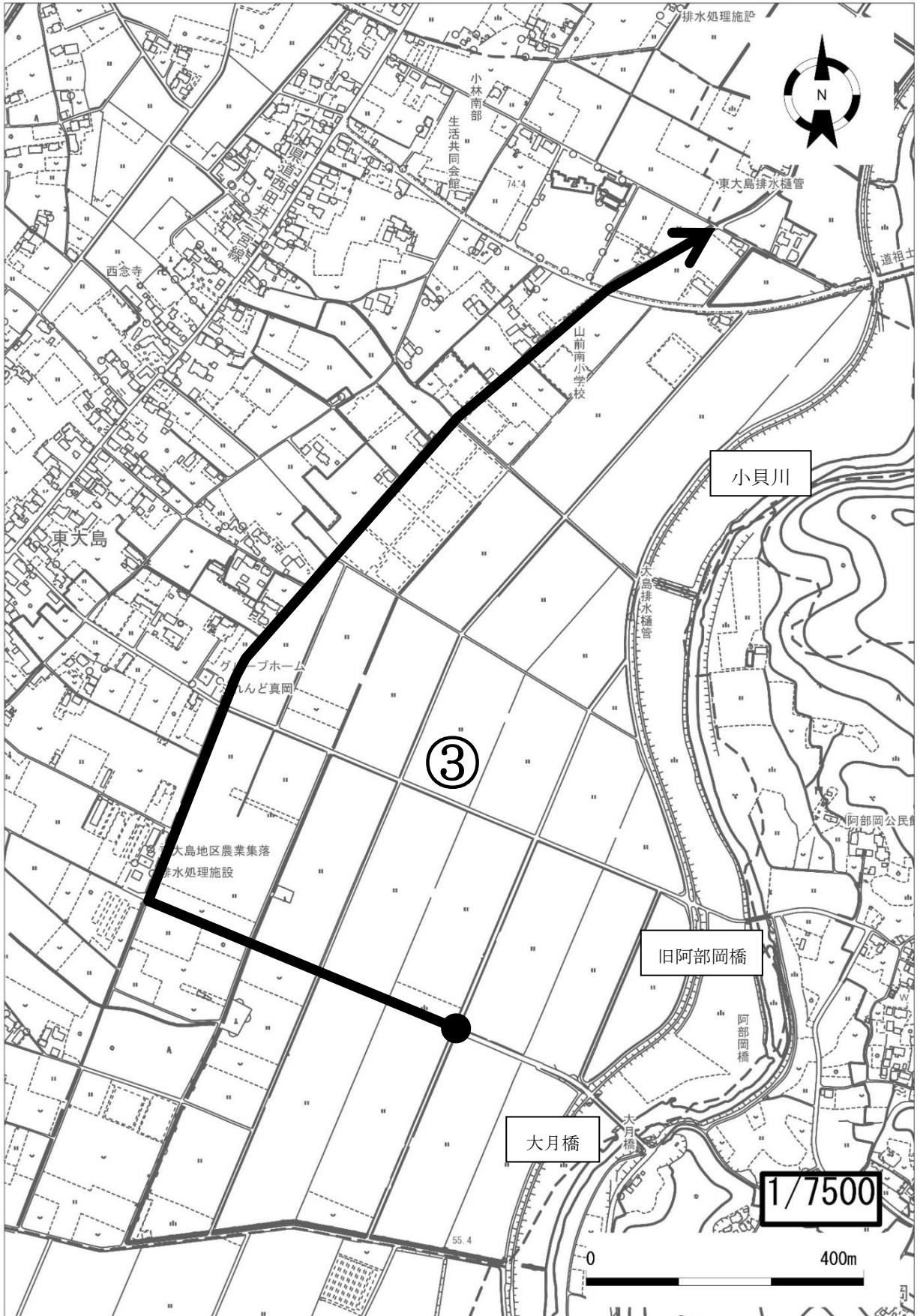


市道変更路線位置図

起点

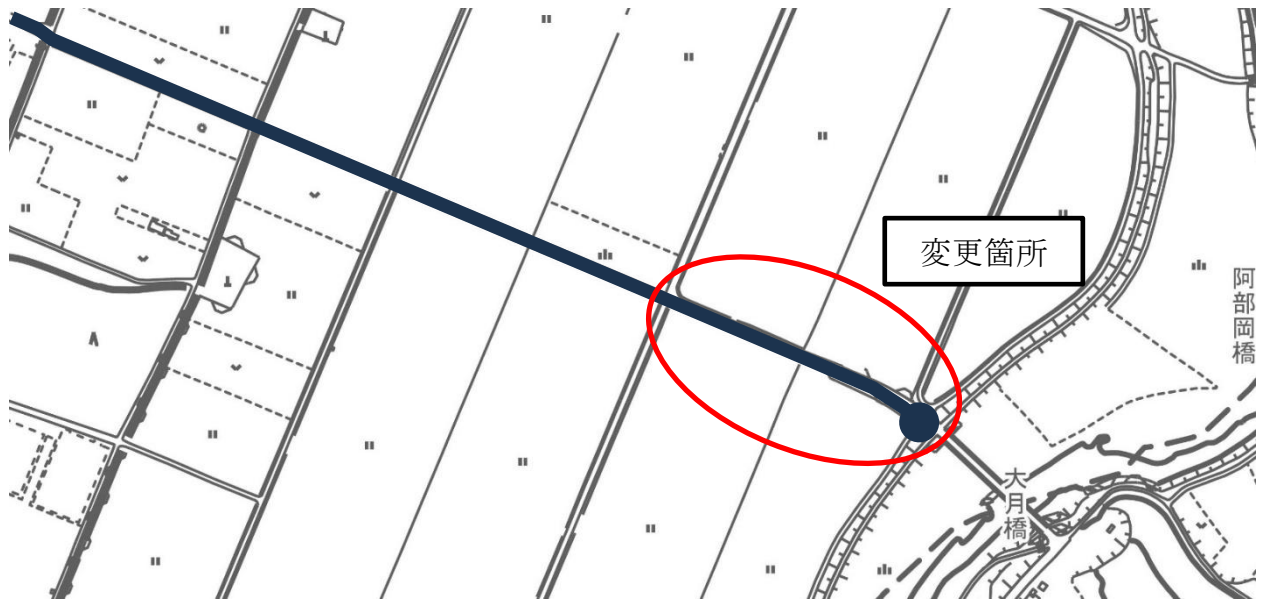


終点



市道路線の変更 新旧対照図 (市道2354号線)

変更前



変更後



市道変更路線位置図

起点



終点



市道路線の変更 新旧対照図 (市道 3 3 9 4 号線)

変更前



変更後



市有財産の貸付について

次のとおり市有財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

1 財産の表示

種 別	所 在	構 造	延床面積
建物（校舎）	真岡市寺内 1191 番地	鉄筋コンクリー ト造 3 階建	2,433 m ²
建物（体育館）	〃	鉄骨造 1 階建	685 m ²

- 2 貸付の目的 旧中村東小学校の利活用として建物を相手方に貸し付け、外国人留学生向けの日本語学校事業その他地域の活性化を図る事業の用途に供するもの
- 3 貸付期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 貸付金額 年額 1,200,000 円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 5 貸付の相手方 東京都新宿区百人町一丁目 22 番 19 号
筒井ビル 2 1 階
株式会社ジェイエルエスジー
代表取締役 成 暁 哲

(説明)

旧中村東小学校の利活用として、引き続き、市有財産を減額して貸し付けるものである。

損害賠償額の決定について

市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定することについて、
地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

- 1 概 要 法律に基づく地方公共団体情報システムの標準化に伴い、契約期間を令和 8 年 5 月 31 日までとしている戸籍総合システム使用契約について、令和 8 年 1 月 31 日をもって中途解約をしたため、損害を賠償するもの
- 2 損害賠償額 639,760 円
- 3 相手方 東京都台東区東上野二丁目 16 番 1 号
株式会社日立システムズ 関東甲信越支社
第一営業本部第一営業部 部長 矢 部 理 郁

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 放棄する権利 | 水道料金債権 |
| 2 | 放棄する債権の額 | 630,334 円 |
| 3 | 債務者 | 別紙 |
| 4 | 放棄の理由 | 消滅時効期間の経過、債務者の所在不明、債務者の破産等の理由により、回収の見込みがないため。 |

(説明)

債務者 92 名に対して有する水道料金債権 247 件について、放棄するものである。

番号	債 務 者	年度及び期別	金額 (円)	納期限
1	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
2		令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
3		令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
4	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
5		令和2年度4月分	1,540	令和2年4月30日
6	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度5月分	1,540	令和2年6月1日
7	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度11月分	1,540	令和2年11月30日
8	住所 真岡市大谷台町7番地20 氏名 有限会社USK	令和2年度2月分	14,861	令和3年3月1日
9		令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
10	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度9月分	1,540	令和2年9月30日
11		令和2年度10月分	1,540	令和2年11月2日
12		令和2年度11月分	1,540	令和2年11月30日
13		令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
14		令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
15	住所 宇都宮市雀の宮2丁目2番6号 氏名 浄邦ビル株式会社	令和2年度4月分	1,540	令和2年4月30日
16	住所 真岡市西高間木522番地 氏名 株式会社富士田商事	令和2年度4月分	1,540	令和2年4月30日
17		令和2年度5月分	1,540	令和2年6月1日
18		令和2年度5月分	1,705	令和2年6月1日
19		令和2年度6月分	1,705	令和2年6月30日

20		令和2年度7月分	1,540	令和2年7月31日
21	住所 真岡市	令和2年度5月分	1,540	令和2年6月1日
22	氏名 個人	令和2年度6月分	1,540	令和2年6月30日
23	住所 真岡市	令和2年度11月分	1,705	令和2年11月30日
24	氏名 個人	令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
25		令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
26		令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
27	住所 真岡市	令和2年度4月分	1,540	令和2年4月30日
28	氏名 個人	令和2年度5月分	1,540	令和2年6月1日
29	住所 真岡市	令和2年度7月分	1,870	令和2年7月31日
30	氏名 個人	令和2年度8月分	1,540	令和2年8月31日
31		令和2年度9月分	1,540	令和2年9月30日
32		令和2年度10月分	1,540	令和2年11月2日
33		令和2年度11月分	1,540	令和2年11月30日
34	住所 真岡市	令和2年度8月分	1,540	令和2年8月31日
35	氏名 個人	令和2年度9月分	1,540	令和2年9月30日
36	住所 真岡市	令和2年度8月分	1,870	令和2年8月31日
37	氏名 個人	令和2年度9月分	1,705	令和2年9月30日
38		令和2年度10月分	2,365	令和2年11月2日
39		令和2年度11月分	2,530	令和2年11月30日
40	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度3月分	1,705	令和3年3月31日
41	住所 真岡市	令和2年度8月分	1,540	令和2年8月31日

42	氏名 個人	令和2年度9月分	1,540	令和2年9月30日
43		令和2年度10月分	1,540	令和2年11月2日
44	住所 真岡市	令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
45	氏名 個人	令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
46		令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
47	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度4月分	1,540	令和2年4月30日
48	住所 真岡市	令和2年度6月分	1,540	令和2年6月30日
49	氏名 個人	令和2年度7月分	1,540	令和2年7月31日
50		令和2年度8月分	1,540	令和2年8月31日
51		住所 真岡市	令和2年度12月分	1,540
52	氏名 個人	令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
53		令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
54	住所 真岡市白布ヶ丘2番地23	令和2年度1月分	4,125	令和3年2月1日
55	氏名 株式会社MAKINO	令和2年度2月分	2,530	令和3年3月1日
56		令和2年度3月分	2,530	令和3年3月31日
57		令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
58		令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
59		住所 真岡市	令和2年度11月分	4,312
60	氏名 個人	令和2年度12月分	4,125	令和3年1月4日
61		令和2年度1月分	3,938	令和3年2月1日
62		令和2年度2月分	2,695	令和3年3月1日
63		住所 真岡市	令和2年度8月分	1,540

64	氏名 個人	令和2年度9月分	1,540	令和2年9月30日
65	住所 真岡市	令和2年度6月分	1,540	令和2年6月30日
66	氏名 個人	令和2年度7月分	1,540	令和2年7月31日
67		令和2年度8月分	1,540	令和2年8月31日
68		令和2年度9月分	1,540	令和2年9月30日
69		令和2年度10月分	1,540	令和2年11月2日
70		住所 真岡市	令和2年度11月分	1,540
71	氏名 個人	令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
72		令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
73	住所 真岡市	令和2年度6月分	1,540	令和2年6月30日
74	氏名 個人	令和2年度7月分	1,540	令和2年7月31日
75		令和2年度8月分	1,540	令和2年8月31日
76	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
77	住所 真岡市	令和2年度5月分	3,751	令和2年6月1日
78	氏名 個人	令和2年度6月分	4,312	令和2年6月30日
79	住所 真岡市	令和2年度5月分	1,540	令和2年6月1日
80	氏名 個人	令和2年度6月分	1,540	令和2年6月30日
81		令和2年度7月分	1,540	令和2年7月31日
82		住所 真岡市	令和2年度1月分	1,540
83	氏名 個人	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
84		令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
85	住所 真岡市	令和2年度11月分	1,540	令和2年11月30日

86	氏名 個人	令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
87		令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
88		令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
89	住所 真岡市	令和2年度11月分	1,540	令和2年11月30日
90	氏名 個人	令和2年度1月分	660	令和3年2月1日
91		住所 真岡市	令和2年度11月分	1,540
92	氏名 個人	令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
93		令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
94		住所 真岡市	令和2年度7月分	1,540
95	氏名 個人	令和2年度8月分	1,540	令和2年8月31日
96		令和2年度9月分	1,540	令和2年9月30日
97	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度1月分	10,890	令和3年2月1日
98		令和2年度2月分	10,681	令和3年3月1日
99		令和2年度3月分	9,845	令和3年3月31日
100	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度10月分	3,377	令和2年11月2日
101		令和2年度11月分	3,190	令和2年11月30日
102		令和2年度12月分	3,751	令和3年1月4日
103		令和2年度1月分	3,751	令和3年2月1日
104		令和2年度2月分	2,200	令和3年3月1日
105	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度1月分	2,530	令和3年2月1日
106		令和2年度2月分	2,365	令和3年3月1日
107		令和2年度3月分	2,365	令和3年3月31日
108	住所 真岡市	令和2年度11月分	1,540	令和2年11月30日

109	氏名 個人	令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
110		令和2年度1月分	1,705	令和3年2月1日
111		令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
112	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
113	住所 真岡市	令和2年度8月分	1,540	令和2年8月31日
114	氏名 個人	令和2年度9月分	1,540	令和2年9月30日
115		令和2年度10月分	1,540	令和2年11月2日
116		令和2年度11月分	1,540	令和2年11月30日
117		令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
118	住所 真岡市	令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
119	氏名 個人	令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
120		令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
121		令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
122	住所 真岡市	令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
123	氏名 個人	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
124	住所 真岡市	令和2年度11月分	1,540	令和2年11月30日
125	氏名 個人	令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
126	住所 真岡市	令和2年度4月分	1,540	令和2年4月30日
127	氏名 個人	令和2年度5月分	1,540	令和2年6月1日
128		令和2年度6月分	1,540	令和2年6月30日
129	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度4月分	1,540	令和2年4月30日

130	住所 真岡市	令和2年度6月分	1,540	令和2年6月30日
131	氏名 個人	令和2年度7月分	1,540	令和2年7月31日
132		令和2年度8月分	1,540	令和2年8月31日
133		令和2年度9月分	1,540	令和2年9月30日
134	住所 真岡市	令和2年度5月分	1,540	令和2年6月1日
135	氏名 個人	令和2年度6月分	1,540	令和2年6月30日
136		令和2年度7月分	1,540	令和2年7月31日
137	住所 真岡市	令和2年度6月分	4,873	令和2年6月30日
138	氏名 個人	令和2年度7月分	4,499	令和2年7月31日
139		令和2年度8月分	4,499	令和2年8月31日
140		令和2年度9月分	4,125	令和2年9月30日
141	住所 真岡市	令和2年度8月分	25,840	令和2年8月31日
142	氏名 個人	令和2年度9月分	2,860	令和2年9月30日
143		令和2年度10月分	2,860	令和2年11月2日
144		令和2年度11月分	1,540	令和2年11月30日
145	住所 真岡市	令和2年度4月分	4,125	令和2年4月30日
146	氏名 個人	令和2年度5月分	2,035	令和2年6月1日
147		令和2年度6月分	2,035	令和2年6月30日
148	住所 真岡市	令和2年度4月分	1,540	令和2年4月30日
149	氏名 個人	令和2年度5月分	1,705	令和2年6月1日
150		令和2年度6月分	1,705	令和2年6月30日
151		令和2年度7月分	2,200	令和2年7月31日
152		令和2年度8月分	2,035	令和2年8月31日

153		令和2年度9月分	2,200	令和2年9月30日
154		令和2年度10月分	2,860	令和2年11月2日
155	住所 真岡市	令和2年度4月分	1,540	令和2年4月30日
156	氏名 個人	令和2年度5月分	1,540	令和2年6月1日
157		令和2年度6月分	1,540	令和2年6月30日
158	住所 真岡市	令和2年度4月分	1,540	令和2年4月30日
159	氏名 個人	令和2年度5月分	1,540	令和2年6月1日
160	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度4月分	1,540	令和2年4月30日
161	住所 真岡市	令和2年度7月分	3,025	令和2年7月31日
162	氏名 個人	令和2年度8月分	3,190	令和2年8月31日
163		令和2年度9月分	2,860	令和2年9月30日
164		令和2年度10月分	2,860	令和2年11月2日
165	住所 真岡市	令和2年度6月分	4,125	令和2年6月30日
166	氏名 個人	令和2年度7月分	4,312	令和2年7月31日
167		令和2年度8月分	4,125	令和2年8月31日
168	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度4月分	1,540	令和2年4月30日
169	住所 真岡市	令和2年度6月分	1,540	令和2年6月30日
170	氏名 個人	令和2年度7月分	1,540	令和2年7月31日
171	住所 真岡市	令和2年度6月分	3,938	令和2年6月30日
172	氏名 個人	令和2年度7月分	2,035	令和2年7月31日
173		令和2年度8月分	1,870	令和2年8月31日

174		令和2年度9月分	2,365	令和2年9月30日
175	住所 真岡市	令和2年度9月分	4,873	令和2年9月30日
176	氏名 個人	令和2年度10月分	4,873	令和2年11月2日
177		令和2年度11月分	1,540	令和2年11月30日
178	住所 真岡市	令和2年度7月分	1,540	令和2年7月31日
179	氏名 個人	令和2年度8月分	1,540	令和2年8月31日
180		令和2年度9月分	1,540	令和2年9月30日
181	住所 真岡市	令和2年度6月分	1,540	令和2年6月30日
182	氏名 個人	令和2年度7月分	1,540	令和2年7月31日
183		令和2年度8月分	1,540	令和2年8月31日
184	住所 真岡市	令和2年度11月分	1,705	令和2年11月30日
185	氏名 個人	令和2年度12月分	1,705	令和3年1月4日
186		令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
187		令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
188		令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
189	住所 真岡市	令和2年度11月分	2,695	令和2年11月30日
190	氏名 個人	令和2年度12月分	2,365	令和3年1月4日
191	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度3月分	5,995	令和3年3月31日
192	住所 真岡市	令和2年度6月分	1,540	令和2年6月30日
193	氏名 個人	令和2年度7月分	1,540	令和2年7月31日
194		令和2年度8月分	1,540	令和2年8月31日
195	住所 真岡市	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日

196	氏名 個人	令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
197	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
198	住所 真岡市	令和2年度8月分	1,540	令和2年8月31日
199	氏名 個人	令和2年度9月分	1,540	令和2年9月30日
200	住所 真岡市	令和2年度11月分	5,247	令和2年11月30日
201	氏名 個人	令和2年度12月分	5,060	令和3年1月4日
202		令和2年度1月分	5,995	令和3年2月1日
203		令和2年度2月分	5,995	令和3年3月1日
204		住所 真岡市	令和2年度10月分	1,540
205	氏名 個人	令和2年度11月分	1,540	令和2年11月30日
206		令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
207		令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
208		住所 真岡市	令和2年度12月分	1,705
209	氏名 個人	令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
210		令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
211	住所 真岡市熊倉三丁目16番地3	令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
212	氏名 SHADDAI GROUP 合同会社	令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
213	住所 真岡市	令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
214	氏名 個人	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
215		令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
216		住所 真岡市	令和2年度1月分	3,751
217	氏名 個人	令和2年度2月分	3,564	令和3年3月1日

218		令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
219	住所 真岡市	令和2年度1月分	3,564	令和3年2月1日
220	氏名 個人	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
221		令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
222	住所 真岡市	令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
223	氏名 個人	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
224		令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
225	住所 真岡市	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
226	氏名 個人	令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
227	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度12月分	1,540	令和3年1月4日
228	住所 真岡市	令和2年度1月分	1,540	令和3年2月1日
229	氏名 個人	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
230	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
231	住所 真岡市	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
232	氏名 個人	令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
233	住所 真岡市	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
234	氏名 個人	令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
235	住所 真岡市	令和2年度2月分	8,426	令和3年3月1日
236	氏名 個人	令和2年度3月分	2,695	令和3年3月31日
237	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度3月分	3,564	令和3年3月31日

238	住所 真岡市	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
239	氏名 個人	令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
240	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
241	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度3月分	3,564	令和3年3月31日
242	住所 真岡市	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
243	氏名 個人	令和2年度3月分	1,705	令和3年3月31日
244	住所 真岡市	令和2年度2月分	1,540	令和3年3月1日
245	氏名 個人	令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日
246	住所 那須町大字高久甲 5072 番地 氏名 エーアイ	令和2年度1月分	67,298	令和3年2月1日
247	住所 真岡市 氏名 個人	令和2年度3月分	1,540	令和3年3月31日

芳賀地区広域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、芳賀地区広域行政事務組合同規約を次のとおり変更するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

芳賀地区広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

芳賀地区広域行政事務組合同規約（昭和 46 年栃木県指令地第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「組合長の所属する市町の会計管理者をもって」を「関係市町の会計管理者のうちから」に改める。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（説明）

芳賀地区広域行政事務組合の会計管理者について、組合長の所属する市町の会計管理者に限らず、関係市町の会計管理者のうちから組合長が任命できるよう改正するものである。

議会の委任による専決処分事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

専決第 1 号 損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和8年1月8日

真岡市長 中 村 和 彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年12月25日に旧中村東小学校敷地内の枯木が倒れ、当該廃校の利活用事業者である相手方が所有する門扉を破損したことによる損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 損害賠償額 | 225,500円 |
| 2 | 和解の条件 | 損害賠償として、門扉の修理費225,500円全額を支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。 |
| 3 | 相手方 | 東京都新宿区百人町一丁目22番19号
筒井ビル2 1階
株式会社ジェイエルエスジー
代表取締役 成 暲 哲 |